**臨時記者会見発言録**

日　　時：令和５年11月30日（木）13時00分～

場　　所：伊達市役所議会棟１階　大会議室（シルクホール）

出　　席：市長、副市長、総務部長、未来政策部長、財務部長

報道機関：朝日新聞社、読売新聞社、時事通信社、河北新報社、福島民報社、福島民友新聞社、福島テレビ、福島放送、ＮＨＫ福島放送局

発表項目：市長から下記の内容について、別紙資料により説明

「伊達市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度開始」

《質疑応答》----------------------------------------------------------------

　　記　　者　宣誓制度の申請の仕方や申請場所など、具体的な手続きの方法を教えてください。

　　市　　長　宣誓書の提出が必要になります。担当課に持参していただくか、または郵送で提出していただきます。

必要な書類につきましては、宣誓書、住民票の写し、戸籍全部事項証明

書、本人確認書類としてマイナンバーカードか運転免許証を用意いただき、

宣誓書とともに提出していただきます。

　記　　者　県内初の導入となりますが、市長の思いや導入のきっかけはありますか。

　　市　　長　伊達市では、第３次伊達市男女共同参画プランを定めています。

その中のキャッチフレーズとしまして、「一人ひとり自分の色で輝ける

社会」を目指していこうと参画プランを策定しました。

自分の色とは、多様性であると思います。そういった多様性が尊重され

る社会にならなくてはいけないという私の思いがあります。

市としましても、多様な性を認め合い自分らしく安心して暮らせるまち

づくりをしていきたいという考えから、この制度を導入し、環境を整えて

いこうという判断に至りました。

記　　者　条例の制定や改正ではなく、要綱の制定で対応したとのことですが、議会や市民に説明する場や周知する場の確保についてのお考えはありますか。

市　　長　議会に対しましては、本日説明させていただき、制度の理解をいただいたと考えております。市民に対しましては、ガイドブックや広報紙などで性の多様性について、互いに認め合う社会を作っていこうと周知をしながら、みんなで良い社会を作っていきたいと思っています。

記　　者　当事者が安心して窓口に来るために、行政の中での職員の理解についてはどのようなお考えですか。

市　　長　行政として制度の受付や周知をする際には、注意しなければならない事項などの理解が必要であるため、今後職員向けの周知や研修を行いながら、制度に対しての理解を深めていくことが大事であると思っております。

記　　者　制度の開始時期が来年１月４日からとのことですが、申込みの受付はいつからでしょうか。

市　　長　申込みの受付も来年１月４日から開始します。制度の詳細につきましては、12月発行の市政だよりに手続きの方法や制度の内容を詳しく掲載して周知していきたいと思います。

記　　者　今回の導入は、これまで市民からの要望はあったのでしょうか。

市　　長　直接的に市民からの要望はありませんでしたが、要望は社会の中で一定程度あると理解しておりますので、あるなしにかかわらず、制度の導入を進めることとしました。

記　　者　条例の制定や改正ではなく、要綱の制定にした理由はありますか。

市　　長　条例にするか要綱にするかの区別は特になく、今回、要綱にしました理由は、より早く制度の導入を進めるためです。

記　　者　事実婚と今回の制度との違いはありますか。

市　　長　行政サービスの中で、事実婚の方にも適用できるものもありますが、今回の制度は、性的マイノリティの方を対象に多様な性に対する理解を深めていきたいという制度となりますので、事実婚の場合は今までの制度の中で対応いただくということになります。

記　　者　県内初とのことですが、県の動きが鈍い現状の中で、今回の制度導入することによっての広がりや、どうプラスに働くかといった考えはありますか。

市　　長　今回の制度は、市として独自に導入しました。

今後、この取組みが性的マイノリティの方の暮らしやすい社会作りにつ

ながり、他自治体についても導入を検討していただければありがたいと思

っています。

記　　者　この制度を市外、県外の方へお知らせし、移住につなげられるような取

組みなどは考えていますか。

市　　長　広報紙を市のホームページに掲載して周知していきます。

また、この取材を通して市内外の方へも広くＰＲすることができますの

で、伊達市に移住した場合にも暮らしやすく、多様性が認められる場であ

るとわかっていただけると思っています。

記　　者　ファミリーシップの子どもについては、どちらかとの血縁関係が必要でしょうか。養子縁組による親子関係なども含まれるのでしょうか。

市　　長　血縁関係がある、なしにかかわらず、戸籍上で子となっているかで判断します。そのため、血縁関係がなくても、養子縁組などにより戸籍上の親子となっていれば、ファミリーシップ制度の対象となります。

記　　者　制度の要件は、一方または双方が性的マイノリティの方で、伊達市に二人とも住民票があるのが条件でしょうか。

市　　長　伊達市に二人とも住民票がある方、一方に住民票がある方でもう一方が伊達市に移住して将来的に伊達市で暮らす方、住民票がなくても２人が伊達市に移住し暮らす場合であれば制度の対象とします。

記　　者　パートナーシップとファミリーシップは制度として別物でしょうか。

市　　長　パートナーシップとして、お二人だけで申請していただくことも可能ですし、申請の際に家族も申請することで、ファミリーシップの宣誓も可能です。家族で申請の場合は、ファミリーシップになり、お二人の場合はパートナーシップになります。